



令和元年 12月 23日 (月)
(2019年)

No. 15079 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

- ☆著作権の譲渡契約及びライセンス契約と
対抗要件制度(上) (1)

著作権の譲渡契約及びライセンス契約と 対抗要件制度 (上)

高樹町法律事務所

弁護士 桑野 雄一郎

1 はじめに
～著作権法上の登録制度

(1) 登録制度の概要

著作権法は第2章第6節(75条ないし78条の2)において著作権に関する登録制度について規定し、さらに88条において出版権、103条において著作

隣接権に関する登録制度についてそれぞれ規定している。

知的財産権である特許権や商標権等においても登録制度が設けられているが、これらの権利においては登録が権利の発生や移転等についての効力要件とされている(特許法98条1項1号等)。これに対して著作権は、著作物を創作することにより権利が発生し、登録等の手続は権利発生要件



特許業務法人 アイミー 国際特許事務所

所長 伊藤 英彦*
弁理士 白井 あゆみ
弁理士 森下 八郎*

副所長 竹内 直樹*
弁理士 松田 美幸子*

*: 付記弁理士(特定侵害訴訟代理)

〒542-0082 大阪市中央区島之内1-21-19 (オリエンタル堺筋ビル)
TEL: 06(6120)5210 FAX: 06(6120)5211
E-mail: info@imypatent.jp URL <http://www.imypatent.jp>

ではなく(著作権法17条1項及び2項、51条1項)、また著作権等の譲渡等も当事者間の合意によって効力が生じ、登録等の手続がその効力要件とはされていない(同法61条1項)。従って、著作権法の登録制度は特許法や商標法の登録制度とは法的意味が異なるものとなっている。

著作権法における登録制度の概要は【図1】のとおりである。

このように著作権法の登録制度には対抗要件としての登録とその他の登録の2つがあり、その他の登録は著作者であること、最初の発行または公表の年月日や創作年月日といった一定の事実を推定するという効果を有するものである。

対抗要件としての登録は、著作権、出版権及び著作隣接権という著作権法上の財産権の移転等についての第三者対抗要件であり、その法的意味は基本的に同じである。

本稿では著作権の譲渡等についての対抗要件としての登録制度について検討することとする。

(2) 対抗要件制度としての登録と登録制度の利用状況

著作物の取引を行うコンテンツビジネス業界においてはもちろんのこと、それ以外でも企業のロゴデザイン、広告用の作品など、企業活動の中で著作権の譲渡を受けることは極めて多いものと考えられるが、著作権法は、著作権の譲渡について

は「登録しなければ、第三者に対抗することができない」と定めている(77条)。この「第三者に対抗することができない」という規定は、「不動産に関する物権の得喪及び変更は、…登記をしなければ、第三者に対抗することができない」と定めている民法177条と同趣旨のものと考えられている。すなわち、著作権の譲渡の場合を例にとると、著作権の譲受人が第三者に対して自己が著作権者であると主張するには登録を備えなければならないということである。

このように、著作権譲渡等における対抗要件としての登録は極めて重要だと思われるにもかかわらず、登録制度は活用されているとはいえない。【図2】は文化庁の著作権等登録状況検索システム¹を利用して得られた1971年以降の著作権等(プログラムの著作物を除く)の登録件数(対抗要件としての登録に限られない)をまとめたものである。登録に際しての登録免許税の負担等の事情はあるにしても、約50年間で著作権、出版権及び著作隣接権を合計しても登録件数が約3万件というのは極めて少ないことは明らかである。

このようにあまり活用されていない登録制度であるが、今後著作権譲渡等に伴う将来のリスク回避のためにもう少し積極的な活用を検討する余地があるのではないと思われるので、本稿は具体的にどのような場合に登録制度を利用すべきか、登録制度を利用しない場合のリスクが具体化する

【図1】著作権法の登録制度

目的	種類	登録対象	登録の効果
権利変動の公示	著作権の登録(77条)	著作権の移転or処分の制限 著作権を目的とする質権の設定、移転等があった事実	対抗要件
	出版権の登録(88条)	出版権の設定、移転、変更等、 出版権を目的とする質権の設定、移転等があった事実	
	隣接権の登録(104条)	隣接権の移転or処分の制限 隣接権を目的とする質権の設定、移転等があった事実	
その他	実名の登録(75条)	無名or変名で公表された著作物の著作者の実名	著作者と推定
	第一発行(公表)年月日等の登録(76条)	発行or公表された著作物についてその最初の発行or公表年月日	登録された年月日に第一発行or公表があったものと推定
	創作年月日の登録(76条ノ2)	プログラムの著作物の創作年月日	登録された年月日に創作されたものと推定

場合を検討する。

【図2】著作権等の登録件数の推移
(2019年は11月27日現在)

	著作権	出版権	著作隣接権
1971～1980年	2,257件	92件	26件
1981～1990年	2,267件	46件	2件
1991～2000年	4,819件	48件	65件
2001～2010年	8,131件	111件	6,895件
2011～2019年	5,630件	37件	96件
合計	23,004件	334件	7,084件

2 著作権譲渡と対抗要件

(1) 著作権譲渡の対抗要件制度の規定の概要

前述のように、著作権法77条は著作権の譲渡を第三者に対抗する、すなわち著作権の譲受人が第三者に対して著作権の権利行使をするには登録が必要であると定めている。対抗要件は、裁判手続においてはいわゆる「抗弁」と位置づけられており、権利行使の相手方である第三者の側にかかる抗弁を主張せず、権利者であることを争わない場合には対抗要件がなくても権利行使が可能であるが、実務上は相手方から抗弁として対抗要件を具備していないとの主張がなされることを想定し、権利行使をするに先立ち対抗要件まで備えておくのが一般的である。

著作権譲渡の登録については、申請に基づき登録がなされると著作権登録原簿に記載されることになっている(著作権法施行規則5条1号)。申請の手続については、同施行規則7条以下及び著作権法施行令15条以下に規定されているが、その内容は基本的に不動産登記に関する不動産登記法に準じたものとなっている。

(2) 登録が必要とされる「第三者」の範囲

以上のように、著作権の譲受人が自己の取得した著作権を第三者に権利行使するためには登録が必要ということになるが、民法では登記をしないと権利主張ができない「第三者」とは、登記の欠缺を主張するについて正当な利益を有する第三者

に限られると解されており²、例えば家屋の不法占拠者については「民法第177条にいう「第三者」に該当せず、これに対しては登記がなくても所有権の取得を対抗し得るものである」とされている³。

この法理は著作権譲渡の対抗要件についても同様と考えられているので⁴、海賊版を配信、頒布している者など、著作物を権原もなく使用している者に対して譲受人が自己の著作権を行使するためには登録は必要ないということになる。

他方、不動産においては、二重譲渡の場合の譲受人が「登記の欠缺を主張するについて正当の利益を有する第三者」に該当することに異論はない⁵。この法理を前提とすれば、著作権の二重譲渡の場合の譲受人が別の譲受人に対して著作権を主張するためには登録が必要ということになる⁶。

問題となるのは単に使用許諾を受けたに過ぎない第三者(ライセンシー)が、著作権法77条の「第三者」に該当するかどうかである。この点について、登録が必要とする見解が判例・学説とも有力であるとの指摘もある⁷。しかし、民事法上は独占的排他的権利である物権的な権利を権利者との契約に基づく債権的な権利者に対して主張するのに対抗要件が必要とは解されていない。これが必要とされるのは、一定の対抗要件を備えた不動産賃貸借契約に基づく賃借権などである。著作権法上利用権については対抗要件を備える方策はないことから、かかる解釈をとることは困難と考えられる。

かかる解釈をとった判例として、サルパトール・ダリ事件⁸が挙げられるが、同事件は、ダリの著作権を譲り受けたと主張する権利者が、ダリの死亡後にその著作権の管理権と利用権を取得したスペイン国文化省からの権利の譲受人から利用許諾を受けたライセンシーに対して権利主張をした事案である。つまり、著作権の二重譲渡において第一譲受人が第二譲受人から使用許諾を受けたライセンシーに対して権利行使をしようとした事案であり、かかる事案において対抗要件が必要とされるのは当然のことである。

後述する、現在検討されているライセンシーの法的保護に関する法改正案の審議の過程では、著作権の譲受人が著作権譲渡の登録を備える前に使用許諾を受けたライセンシーについて、譲受人に対抗できる制度の導入が検討されている。そもそ

も著作権の譲受人が登録を備えなければライセンサーに対して権利行使ができないのであれば、かかる制度を導入するまでもなく、ライセンサーは登録を備えていない譲受人からの権利行使を阻止できるのであるから、かかる法制度を導入する必要はないところである。このような観点からも、現在の法制度の下では、著作権の譲受人がライセンサーに対して権利主張をするのに登録は不要と考えるべきであろう。

(3) 著作権譲渡の登録手続

前述のとおり、著作権譲渡の登録申請の手続については、著作権法施行規則7条以下及び著作権法施行令15条以下に規定されている。

まず、登録申請については法令に別段の定めがある場合を除き、登録権利者及び登録義務者による共同申請が原則とされている(著作権法施行令16条)。著作権譲渡についていえば、登録権利者とは著作権の譲受人、登録義務者とは著作権の譲渡人のことであり、つまり著作権譲渡の契約当事者が共同で申請をしなければならいわけである。その例外として、登録権利者(著作権の譲受人)が単独で申請できる場合は以下の2つである。

- ① 登録義務者(著作権の譲渡人)の承諾書がある場合(同施行令17条)
- ② 判決による場合(同施行令18条)

不動産譲渡契約に基づく移転登記については、売買契約の締結と売買代金の支払と引き換えに登記手続に必要な書類も作成・交付されるのが通常であり、これに基づき登記権利者である譲受人が単独で移転登記手続ができるようになっている。しかし、著作権譲渡契約を締結した場合に、登録に必要な承諾書などを交わしている例はおそらく皆無であろう。となると、著作権譲渡契約を締結した後になって登録が必要となった場合には、改めて登録義務者である譲渡人に共同申請への協力または単独申請のための承諾書作成への協力を得る必要があり、それが得られなければ登録手続のための判決を獲得するために訴訟提起をしなければならないということになる。

著作権譲渡の当事者間ではおそらくは共同申請への協力または単独申請のための承諾書作成への協力が得られないという事態は多くはないものと考えられる。また、そもそも著作権譲渡における

譲渡人が第三者に対して著作権の二重譲渡をするなどの行為に及ぶ可能性も多くはないものと考えられる。しかし、事案によっては登録を備えないと譲り受けた権利主張ができない第三者が出現し、そしてその場合において登録申請をすることが極めて困難になる場合が想定される場所である。

3 登録をするのが困難になる場合 (1) 譲渡人の倒産等の場合

著作権譲渡をした譲渡人が経営破綻をし、倒産等の法的整理の手続きが開始される事例は、コンテンツビジネスの世界でも珍しくなくなっている。この場合、法的整理の手続において裁判所により選任された管財人と、倒産した会社の財産の譲受人の関係は対抗関係とされている。従って譲受人が管財人に対して自己が権利者であることを主張するためには登録を備えていることが必要ということになる。

例えば映画の著作権については映画製作委員会が映画製作者として映画の著作権を取得するが(著作権法29条1項)、一般的に映画製作委員会の法的性質は民法上の組合であり、映画の著作権は製作委員会の構成員が、契約で合意した(多くの場合出資割合に応じた)割合で著作権を共有している。そして、製作委員会契約では、一般的に構成員の1人について倒産等の事情が生じた場合には、当該構成員の著作権の共有持分は他の構成員に帰属(移転)する旨の条項が設けられている。しかし、これは当該持分についての譲渡に他ならないので、倒産等になった構成員の管財人との関係は対抗関係ということになる。

対抗関係ということであるから倒産等になった構成員の管財人としても、譲受人に対して自己が管財人であることを主張するには登録を備えることが必要になる可能性はある。しかし、管財人としては倒産等の手続きを開始した裁判所の決定をもって単独での登録申請(著作権法施行令18条)が可能と考えられるのに対し、譲受人が倒産等になった企業の協力を得て登録申請をすることは事実上困難であることに加えて、管財人からいわゆる対抗要件否認⁹として否認権を行使される可能性もある。従って、管財人との対抗関係において

譲受人が優位に立てる可能性はまずないといっ
てよい¹⁰。

もちろん、管財人としても譲受人の権利を否
定しても、当該著作権について適当な処分先を見
つけて換価をしなければならないことからすれば、
闇雲に権利主張をすることは考え難い。しかし、上
述の映画の著作権の持分の移転などは、当該持分
が本来は倒産等になった構成員の出資の対価とし
て認められているものであること、またすでに出
資額が回収できている作品については将来的にわ
たり利益が得られるものであることからすれば、
無償で他の組員に移転させることは他の債権者
を不当に害すると判断する可能性はあり、その場
合には権利主張をして映画製作委員会に対し、持
分の取得に対する一定の対価の支払いを要求する
ことも考えられるところである。

著作権法上共有に属する著作権については著作
権者全員の合意によらなければ行使することがで
きないとされており(著作権法65条2項)、管財
人の合意が得られないと作品の二次利用もできな
いという事態も想定されることからすれば、かか
る要求を軽々に拒絶することもできないといえる。

このように、著作権の譲渡人の倒産等の場合、
登録を備えていない譲受人の法的地位はかなり不
安定かつ脆弱なものといえる。

4 登録をするのが困難になる場合 (2) 譲渡人の死亡の場合

(1) 譲渡人死亡の場合の登録手続

譲渡人の倒産等と並んで登録をするのが困難に
なる場合が譲渡人の死亡の場合である。まず前提
として、著作権譲渡契約を締結し、登録手続を行
う前に譲渡人が死亡した場合の登録手続について
述べることにする。

著作権者が死亡した場合、著作権は相続財産と
して相続人に承継されるが、その著作権が生前に
譲渡されていた場合には、著作権は相続財産には
含まれず、相続人は譲渡人としての地位を承継す
ることになる。従って譲受人と譲渡人の相続人と
は対抗関係にはならず、譲受人は登録をしなくて
も譲渡人の相続人に対して自己の著作権を主張す
ることができるわけである。

そして、譲渡人の地位を相続人が承継する結果、
上述した登録義務者(譲渡人)の地位もまた法定
相続人に承継されることから、登録手続に際して
は法定相続人全員の共同申請への協力または単独
申請のための承諾書作成への協力を得ることが必
要ということになる。

昨年の著作権法改正により著作権の保護期間
が死後50年から70年に延長された(51条1項)こ
ともあり、今後譲渡人の死亡による相続(著作権
者である妻が死亡し、夫と子が相続する場合)だ
けではなく、相続をした相続人の死亡による数次
相続(著作権者である妻が死亡した後夫が死亡し、
妻と間の子と先妻の間の子が相続する場合)、
相続人であるべき者が先に死亡していた場合の代
襲相続(妻が死亡したが、子も既に死亡していた
ため夫と孫が相続する場合)等により、登録手続
への協力を得なければならない共同相続人の数が
増加すること、さらに少子化が進行している我が
国においては、子や孫といった直系親族ではなく、
兄弟姉妹やその子など、人間関係が希薄な場合も
多い傍系親族が共同相続人となるが増えてくる
ことは確実である。そしてその結果、相続人中に
連絡先が判明しない者や協力を拒む者が出て
くる場合¹¹が増えることが予想される。

企業活動に伴い著作権の譲渡を受けることは少
なくないが、このように、譲渡人が死亡した場合、
譲渡を受けた著作権について対抗要件としての登
録手続を行うことが非常に困難になる可能性がある
ことは考慮しておく必要がある。

(2) 相続人からの著作権の移転の危険性

前述のように、譲渡人の相続人は、著作権を相
続することはないが、譲渡人としての地位を相続
する。したがって、譲渡人を起点とする著作権の
二重譲渡が法的に可能であったように、譲渡人が
生前に譲渡をした著作権について、その相続人が
別の者に当該著作権の二重譲渡をすることは法的
に可能である。

この場合、譲渡人から生前に著作権の譲渡を受
けた第一譲受人と、譲受人の死亡後にその相続人
から著作権の譲渡を受けた第二譲受人との関係は
対抗関係ということになり、先に登録を備えた方
が相手に対して自己が権利者である主張できる地
位を得ることになる。しかし、上述のように第一

譲受人が登録を備えるためには法定相続人から共同申請への協力または単独申請のための承諾書作成への協力を得なければならないが、著作権を第二譲受人に譲渡した相続人が、第二譲受人の登録手続に協力することはあり得ても、第一譲受人の登録手続に協力をすることは考えられない。そして第二譲受人が登録を備えると、第一譲受人は譲渡人から生前取得した権利を喪失することとなる。

生前は譲渡人との円満な関係に基づき、無償、あるいは極めて低廉な対価で著作権譲渡に応じてもらっていた著作物について、譲受人が死亡した場合に、対価が不当であるなどの不満を抱いた相続人との関係が険悪化し、正当な(と相続人が考える)対価を支払う第三者に対して著作権を譲渡してしまう、といったことに起因する紛争は今後増える可能性があると考えられる¹²。

5 単独での登録手続を可能にするための対応策

以上のように、著作権の譲受人として、対抗要件としての登録を備える必要性があり、それを希望しても登録義務者(譲渡人やその相続人)からの協力が得られず、登録義務者及び登録権利者による共同申請(著作権法施行令16条)ができず、さらには

他人に先に登録を備えられてしまい自己の譲受人としての地位を喪失してしまう事態が想定されるので、それを回避するための方策を考える必要がある。

(1) 譲渡人からの承諾書の取得

まず考えられるのが、著作権譲渡契約の締結と同時に承諾書(著作権法施行令17条)を取得しておくことである。この承諾書について、文化庁著作権課が公表している「登録の手引き－著作権に関する登録をお考えの方へ」¹³に掲載されている実務例は【図3】である。

著作権譲渡契約の際に譲渡人からこの書類に署名捺印をしてもらえば、実際に直ちに登録申請を行わないとしても、後日登録が必要となった場合に譲渡人またはその相続人から協力を得ることなく登録手続を行うことが可能となる。

ただ、企業間の著作権譲渡契約であればともかく、譲渡人が登録制度について知識がない個人である場合、書類の意味に対する懸念、そして直ちに登録申請を行わない場合には現時点で使用する可能性のない書類を作成することに対する懸念が示されることが少なくない。

(2) 承諾書に変わる著作権譲渡契約条項

そこで、著作権譲渡契約の中に承諾書に代わる

【図3】登録権利者が単独で申請するための承諾書の実務例

単独申請承諾書	
令和○年○月○日	
(登録権利者)	
住所 大阪市中央区○○町○○	
名称 株式会社文化商事	
代表取締役 文化千代 殿	
(登録義務者)	
住所 東京都千代田区霞が関○○	
名称 文部 翔 印	
下記の著作物の著作権に関する令和○年○月○日付譲渡契約に基づく著作権譲渡の登録の申請を貴社が単独で行うことを承諾します。	
	記
著作物の題号	秋 の 月
著作者の氏名	文部 翔

条項を設けておくことが考えられる。一般的に著作権譲渡契約の中で登録に関する条項を設けていないこともあるが、設けてある場合も、

甲(譲渡人)は、乙(譲受人)が本件著作権譲渡についての登録をすることを希望する場合、これに協力をする。

といった規定になっていることが少なくない。しかし、この条項は、譲受人が登録権利者として登録をするための共同申請への協力又は承諾書作成を求めてきた場合に、譲渡人が登録義務者としてこれに応じる旨の契約上の義務を定めたものとは理解できるが、【図3】の承諾書の「登録の申請を貴社が単独で行うことを承諾します」という文言に対応する、譲受人が登録申請を単独で行うことに対する承諾の意思表示をしたものとは認められないであろう。したがって、かかる条項をもって承諾書に代えることはできないと考えられる。

そこで、承諾書に代える文言にするためには、【図3】の承諾書の文言に対応する形で、

甲(譲渡人)は、乙(譲受人)が本件著作権譲渡についての登録の申請を単独で行うことを承諾する。

という規定にすることが考えられる。ただ、このままでは譲渡人から承諾書の作成について述べたのと同様の懸念が示される可能性もあることから、

甲(譲渡人)は、乙(譲受人)が本件著作権譲渡についての登録をすることを希望する場合、その申請を乙が単独で行うことを承諾する。

という規定にしておくのが穏当ではないかと思われる。

缺を主張するにつき、正当な利益を有する第三者をいうと解するのが相当である」としている。

⁵ 上記注2最判

⁶ なお、著作権の譲渡人は、既に著作権の譲渡をしているのだから、その著作権を別の者に二重譲渡することは不可能ではないかという点について疑義が生じるかもしれないが、これについての理論的な説明は(本稿では割愛するが)民法の物権法上の古典的な議論であり、いずれにせよ対抗要件は二重譲渡自体が法的には有効であることを前提に、先に対抗要件を備えた者が確定的に権利を取得するものとした制度である。

⁷ 半田・松田編「著作権法コンメンタル[第2版]2・922頁(青林書院)」(吉羽真一郎)。同書では加戸守之「著作権法逐条講義(六訂新版)503頁(著作権情報センター)」等が引用されている。

⁸ 東京高判平15・5・28判時1831号135頁。なお、東京地判平25・3・28最高裁H P及びその控訴審である知財高判平25・10・30最高裁H Pも同趣旨の判例として引用されるが、これも原告に対して著作権を譲渡したとされる者と被告らに対して利用許諾をした者とが齟齬している(親子関係にある会社)点もあり、その意味でダリ事件と同様に、対抗要件が必要とされるのが当然と考えられる事案に関するものである。

⁹ 破産法164条1項等

¹⁰ なお、組合契約に基づいて倒産等になった構成員の著作権の共有持ち分を他の構成員に承継させる旨の規定も、管財人から否認権(破産法160条等)を行使され、その効果が否定される可能性がある。

¹¹ 協力をするということについて相続人にとっては特段のメリットもないことからすると考えられるし、さらに相続人間での他の相続財産を巡る意思の対立や紛争などの影響で協力が得られない場合も考えられる。

¹² 特に、譲渡人と第一譲受人との著作権譲渡の時点では著作物の収益性もさほど高くなく、それを前提とすれば譲渡の対価も適正であったが、その後譲渡人が死亡する時点では譲渡人の人気の変化等により著作物の収益性が高くなり、それを前提とすると当時の譲渡の対価は不適正と考えられる場合などには、相続人との間で紛争になることが多くなるものと予想される。

¹³ 文化庁ウェブサイトに掲載

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokai/setsu/toroku_seido/pdf/r1392469_01.pdf

¹ <https://pf.bunka.go.jp/chosaku/egenbo4/index.aspx>

² 大審院昭和3年7月2日判決法律新路2898号14頁、最判昭和39年2月13日判タ160号71頁等

³ 最判昭和25年12月19日判タ9号51頁

⁴ 東京地判平成12年6月30日も「第三者とは、登録の欠

特許ニュース

バックナンバー検索・閲覧サービス

—2019年4月—
バージョンアップ ↑

創刊号からの約58年分特許ニュースを
デジタル版で検索・閲覧できます!



どなたでも

無料トライアル 受付中!!

トライアル受付は、下記 URL、
メールまたはQRコードから



URL <https://goo.gl/UgGGux>
メール tokkyo.news.bn@toshinsha.co.jp

トライアル期間：2週間

※過去5年分の検索・閲覧となります

* 135-0004
* 東京都江東区森下3-1-2-5
* 丸の内線
* 株主
* IT
* 東

新聞の帯からでも
お申込みできます!

12345678 特許ニュース

特許ニュースバックナンバー検索・閲覧サービス
無料トライアルお申込みは下記URLまたはQRコードから
<https://goo.gl/UgGGux>



バックナンバー検索・閲覧サービスの特徴

1 発行から3ヶ月経過したバック
ナンバー全てを検索・閲覧可能

2 同時に3名まで閲覧可能

3 アプリで簡単に閲覧

4 多くのバックナンバーの
保管場所が不要

※既にご利用の購読者様もバージョンアップの対象です

本申込みについて

<サービス利用料>

通常 **48,000円** / 年(税別)



特許ニュースご購入者

36,000円 / 年(税別)

<お申込み方法>

下記URL、メールまたはQRコードから

URL <https://goo.gl/qJi2yU>
メール tokkyo.news.bn@toshinsha.co.jp

※当サービスは、請求書またはクレジットカードで
お支払いいただけます。

お問い合わせは下記 URL、メールまたはQRコードから
<https://goo.gl/wQm8uM>
tokkyo.news.bn@toshinsha.co.jp

